

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年7月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プロセス計算機の警報記録用プリンタに「プラントデータ表示システム（B）の中央演算処理機能喪失」の警報メッセージが打出されたため、当該情報表示システムを点検・修理	D	
2	3号機	主タービン軸受油冷却器の入口油圧指示計に指示不良が認められたため、当該指示計を点検・調整	D	
3	3号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置の圧力調整弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	4号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気温度検出器の点検において、計器精度外れが認められたため、当該検出器を修理	D	
5	4号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気送風機の出口風量伝送器の点検において、内部フィルタ取付ボルト部よりエアのリークが認められたため、当該部を修理	D	
6	4号機	原子炉建屋天井クレーンの点検において、補巻用直流電磁接触器に動作不良が認められたため、当該機器を交換	D	
7	4号機	原子炉建屋天井クレーンの点検において、補巻制御用ケーブルに短絡の可能性が認められたため、当該ケーブルを点検・修理	D	
8	4号機	275kV超高圧開閉所の送電ケーブル用温度記録計に動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
9	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）室内において、水溜り（約3リットル、汚染なし）を発見したため、当該室内を点検・補修	D	
10	5号機	廃棄物処理系シャワードレンタンク入口切替弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	6号機	携行品モニタでの搬出物品の確認測定において、搬出基準汚染密度を超える汚染物品（南京錠（1個）：約5.2ベクレル/cm ² ）が確認されたため、当該物品を回収。また、当該物品は、大物搬入口より搬出すべき物品であるにも関わらず、携行品モニタから搬出しようとしたため、対応検討	C	
12	6号機	タービン建屋換気空調系2階フロア北側移送排風機のダンパ廻りに結露の発生が認められたため、当該部を点検・清掃	対象外	
13	6号機	タービン建屋換気空調系2階フロア南側移送排風機のダンパ廻りに結露の発生が認められたため、当該部を点検・清掃	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで